6月は
土砂災害
防止月間

# 集中豪雨に備えよう

今年も梅雨期を迎え、集中豪雨などによる洪水や土砂崩れなどの災害が予想されます。昨年は、大雨による土砂災害が市内各地で発生しています。災害時には、「自分の身は自分で守る」が大原則です。いざというときのために、備えましょう。

問合せ
防災安全課
☎ 33-4112

▲昨年７月12日に発生した九州北部豪雨の被害の様子

## いざというときの備え

### 家の周りや地域の危険箇所の把握

家の周りや近所を点検し、危険個所などを把握しておく。

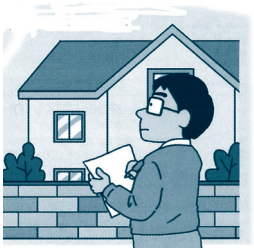

### 避難場所・避難経路の確認

地域の避難所や安全な避難経路、家族の集合場所、安否の確認ができる方法を決めておく。

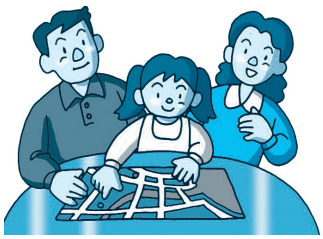

### 大雨・洪水などの警報や防災情報に注意

梅雨期や台風が接近している時などは、大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報、河川水位情報に注意する。テレビやラジオ、インターネットなどで防災情報を入手する。

### 緊急時の必需品を日頃から準備

非常持ち出し品
懐中電灯、ラジオ、非常食、水、常備薬、貴重品など

## 土砂災害区域指定

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、市内の４６７箇所を土砂災害警戒区域などに指定しています。

詳細は、防災安全課、建築指導課、該当地区の支所で閲覧できます。

**土砂災害警戒区域**…土石流などの発生により、住民に危害が生じるおそれがあると認められる区域。市は周辺住民に対する危険の周知や警戒避難体制を整備することが義務付けられています。

**土砂災害特別警戒区域**…土石流などの発生により、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域。特定の開発行為に対する許可制や建築物の構造規制の対象になります。

豆知識

### 避難準備情報とは

災害時に、事態の推移によっては避難勧告や避難指示を出すことが予想されるため、避難のための準備を事前に呼びかけるものです。対象となる地域に対して市長から発せられ、次の2つの意味を持ちます。

1. 人的被害が発生する災害の可能性がある場合に、「災害時要援護者」（身体障害者や老人、子どもなどのいわゆる災害弱者）を早期に避難させる。
2. 災害時要援護者ではない人たちに対して、避難準備情報を発令することで、避難を具体的に準備してもらう。